

県出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成20年8月20日(水) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午前11時03分

場 所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 鈴木 幹夫
委員 渡辺 巨人 皆川 巖 望月 清賢 石井 脩徳
木村富貴子 樋口 雄一 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画部長 輿石 和正 企画部次長 古屋 博敏 企画部次長 安藤 輝雄

県民室長 小林 勝己 県民室次長 三枝 博 県民生活課長 相沢 享

森林環境部長 戸島 義人 林務長 千野 博 森林環境部次長 長山 勝典
森林環境部次長 宮下 正範 森林環境総務課長 宮島 茂
環境創造課長 渡邊 洋平 環境整備課長 橋田 恭 森林整備課長 岩下 正孝

商工労働部長 廣瀬 正文 商工労働部次長 新津 修
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明
工業振興課長 清水 幹人

観光部長 進藤一徳 観光部次長 清水 文夫 観光企画課長 山田 幸子
国際交流課長 窪田 克一

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政総務課長 山本 一
農村振興課長 横田 達夫 畜産課長 渡辺 富好

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博
県土整備総務課長 小幡 尚弘 道路企画室長 小池 雄二
都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 小野 邦弘 住宅課長 末木 正文

教育次長 佐藤 安紀 教育庁次長 広瀬 猛 スポーツ健康課長 今井三千雄

議題 県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 付託案件に対する審査の結果について、「いずれの法人も概ね一定の経営努力のもとに運営されているものと認められる」とすることに決定した。

審査の概要 午前10時4分から11時3分まで出資法人の審査を行った。

まず、議題について、総括審査を行うこととした。

次に、本日の総括審査の方法は各法人の経営状況について、総括的な質疑及び意見を順次発言することとした。なお、「各法人の経営状況に対する意見」について、別紙調査表のとおり提出があり、提出者から調査表に記載の意見と併せ発言することが了承された。

次に、総括審査に入り、別紙調査表記載の意見を中心に質疑が行われた。

主な質疑等

((財)山梨県国際交流協会について)

木村委員

国際交流協会の目的は、真の相互理解の上に立ち文化交流や友好を深めることが基本でありまして、協会ではこの観点をもとに、ほんとうに多彩な事業が展開されております。この内容を見てもいろいろあるんですけども、特に3点について書かせていただきました。

まず第1に、例えば、親の仕事の都合で急に日本に連れてこられた子供さんというのをテレビで見たんですけども、いじめとか、言葉がわからないから授業がわからないと、大変なようです。反面、その子供が通っている学校、それから、地域も大変だということがその報道でなされました。日本は移民を受け入れていない国でして、単独民族ですから、何となく外国人に対して、言葉はもちろん、肌の色とか、宗教とか、習慣等の違いから、私自身もそうですけれども、警戒心というのがなかなか解けないわけでありまして。そういう点からいいまして、今まで国際交流協会はほんとうに、文化交流とか友好を深めるということをや、ずっとやってきたわけですけれども、時代の変化の中において大勢の外国人が、山梨に入ってきているという現状の中で、これは大きな多文化共生の分野に入るわけですが、大変難しいわけですね。国際交流協会のみでなく、もう既に他の部署と連携した取り組みを行っていることだと思いますけれども、このことは大変難しい問題ですので、その取り組みについてまずお伺いしたいと思います。

窪田国際交流課長

実は最近の社会の傾向といたしまして、外国人登録法の改正、また入管法の改正により、外国人が大変ふえております。昨年山梨県では1万7,000人以上という形になっております。それに対しまして、まず県では多文化共生推進指針を策定いたしまして、県内の国、県、また各種団体等をメンバーといたします協議会を、年に2回開催いたしまして連携に努めております。また、市町村におきましては外国人住民の対応について、地域の市町村が直接担当しますので、市町村におきまして指針の策定を検討していただいております。

協会におきましては、先ほど先生のご説明にありましたけれども、地域の国際化、国際交流、国際協力を進めるために、国際交流協会は今までさまざまな事業を行っております。外国人対策といたしまして、これまで日本語ボランティアの会等の団体の協力によりまして、日本語講座の開催、また、大学とか法律専門家の協力を得まして、相談業務等外国人に対する安心・安全で暮らせる生活環境を提供するためにさまざまな取り組みをしてきております。また、ことしにつきましては、県のボランティアセンターと連携しての災害時通訳ボランティアセミナーの開催や、医療通訳等のボランティア人材養成のためのセミナー等を開催する予定になっております。また、協会と市町村、地域との連携を深めるために、県内の外国人が多く在住しております市町村と連携いたしまして、国際交流イベントを開催し、外国人住民と県民との交流の場を設定いたしまして、より一層交流を深めて県民の皆さんのご理解、または在日外国人の方々の県内に対する理解が深まるよう、協会では事業をただいま行っております。

今後につきましては、外国人が今後も増加することが予想されますので、今の事業をより一層強化するとともに、関係団体また市町村等と連携を深めながら、効果的な事業を進めてまいりたいと考えております。

木村委員 今の答弁で、確かにそう取り組んでいくということはわかります。また、取り組んでいっちゃると思うんですけども、例えば具体的に教育委員会とはこういうことをしているんだよという事例があれば1つお聞かせください。

窪田国際交流課長 外国人の児童につきましては、やはり学校の就学という問題がございます。外国籍の場合は義務教育、いわゆる法律による学校通学が義務づけられておりませんで、未就学の児童という立場でございます。協会としてできる部分というのは先ほど申しましたような、日本語教育の支援という形でございます。教育ということになりますと制度的な問題がございますので、その制度を管轄する行政官庁に対する要望事項という形になってきております。

木村委員 わかりました。子供たちの教育ということを大変心配しています。大人ももちろんですけども、子供たちがどこの国にいても健やかに育つようにということで、ぜひその点をこれからも頑張ってくださいと思います。

では、2点目に参ります。国際交流というのは派手なようなんですが、国際交流協会の今までの歩みを見ていますと、ほんとうに相互理解というのは長い期間を要するなど。実は、ほんとうに努力に努力を重ねていかなければならないという、地味な仕事だと思っています。観光分野は、観光というとても派手に見えますし、大勢お客さんをお呼びで、お金を山梨に落としてもらおうということなんですけれども、それを担うには通訳などがいないと、観光客の皆さんにお店なんか売りにしても大変なわけですから、本県在住の外国人の方をきつと頼りになさるんではないかと思われまして。それはそれでいいんですが、私たちが外国へ行ったり、よその県へ行ったりして思うことなんです、県民自体にそういう気持ちがないと、県民の態度で、県外の人はもちろん、外国人なんかもちろん敏感にそういうことを感じると思うんですよ、伝わると思うんです。

ですから、いわゆるおもてなしの心で、誠実な接し方を確立していくことが大切だと思うんですけども、それを国際交流協会の中へ入れ込むことは、私にはちょっと違和感があるんですが、今年度、観光部に国際交流課が入ったわけですから、その国際交流課が観光部の中でどのような仕事をなさっているのかをお伺いしたいと思います。国際交流協会もまたその役目を、どんなふう考えていらっしゃるのでしょうか。

窪田国際交流課長 国際観光、最近、国の進めるビジット・ジャパン・キャンペーンといった施策を行っておりますけれども、その効果があって、いわゆる外国人観光客が最近非常にふえてきております。そのような背景をもとに、山梨県を、国際観光都市というか、外国からの観光客の方が安全・安心で快適に過ごせる旅行地として求めてくる理想の都市とするには、やはり県民の皆さん、また、観光関係の皆さんが快く受け入れることが重要であります。そのため国際交流にかかわるさまざまな事業を行っております。国際交流協会の持っている今までのノウハウ、人脈等をその文化や分野に活用するというのは、非常に順序的には意味がある点ではないかと思っております。そこで、先生が申しました、県民の皆さんの外国人に対するホスピタリティとかは観光部門ではできない。また、そういう部門につきましては、国際交流協会に今までのノウハウがありますので、そういうところを活用するというのが最も効率的ではな

いかということで、国際交流協会につきましては、今、現在もボランティア通訳とか、通訳ガイドの人材養成の支援セミナーを行っております。

また、今後、最近もそうですが、教育旅行、いわゆる観光旅行といいますが、教育旅行を兼ねた青少年交流が非常に盛んになっております。青少年交流は各学校等が交流を行いますので、教育面、国際理解教育の中で地域の国際化に非常に役に立っていると考えております。このような形で国際観光というのはいわゆる観光のみではなく、いろんな波及効果があるということ、各所で理解して進めることが重要ではないかと考えておりますので、協会といたしましてもそれに対する支援・バックアップ、多文化共生と同じなんですけれども、県民の外国人の異文化理解を進めることが重要ではないかと考えております。

木村委員

わかりました。そういう観光ということで交流が盛んになって、それが産業や経済の活性化に結びついていくということは当然なことでありまして、ぜひそのためにわざわざ観光部に国際交流課が入ったわけですから、ぜひ観光部としてもしっかりと国際課の位置をそこへおさめていただきたいと思います。

3点目。農業拓植基金債務保証事業というのがありまして、ゼロということなんですが、何か戦後のすぐにこのようなことが多かったのか、いつ始まって、目的、そしてゼロというのはいつからゼロなのか、どういう人たちどんなふうに宣伝をされていて、どういう人たちが今までそれを利用していたのか、全然わからないので教えていただきたいと思います。

窪田国際交流課長

農業拓植基金債務保証事業につきましては、昭和38年、海外農業移住者の促進のために、移住に必要な資金の債務保証制度という形で発足いたしました。実績ですけれども、昭和56年度まで保証件数89件、保証額1億1,870万円という金額になっております。保証額に対して全額償還されておまして滞っておりません。そういう形で、その後、実績はございません。

この事業は、国内の経済情勢、昭和30年代、40年代、海外移住が非常に盛んだったときに発足いたしました。その後、国内の事情、経済情勢が大変改善しておりますので、海外へ行かなくても国内で農業を行うという形で、その後はゼロの状況です。そのため平成10年度に出資法人の整理合理化の一環といたしまして、基金は解散という形になりました。その後、当協会がその保証業務を引き継ぎ、こっちに行ったという形でございます。

木村委員

わかりました。「なるほどな」と思って見ていたんですけども、時代はまた繰り返すのかわかりませんが、今後この事業についてはどのようにお考えなんでしょうか。

窪田国際交流課長

現在の状況が海外の農業従事者はいるんですけど、数は少ないという状況でございます。今後、経済情勢がどのように変化するかは世界の状況によって変化しますので、動向を見ながら、今後、検討が必要かなという形で注視しているという状況でございます。継続という形でございます。

木村委員

わかりました。国際交流協会のあり方が発足当時より、いろんな形で分野も広がっていかねばならないし、それから、国際観光というようなことの中で、本来の一番基本的なことをしっかりと据えた中で、今後、新たな観光

分野においての発展をされていくように希望し、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

樋口委員

木村委員の今の質問に関連して少し伺います。

国際交流課あるいは国際交流協会の役割は、観光の産業としてしっかりと振興させるといふこと、つまり交流を深め友好を促進するという大きな役割と、もう一つ、多文化共生という、今、課長がおっしゃった大きな役割があると思うんです。僕は、いずれはこれを分けてやらないと、中途半端になってしまうのではないかと。観光促進と多文化共生を一緒にくっつけても、大事なものですから、やるとどうしても中途半端になって、県民あるいは市町村の要望にこたえられなくなってしまうのかなど。ことし、部を変えましたから、ことし変えてすぐ直せというつもりはありませんけれども、やはり例えば国際交流協会で華やかなイベントをやっても、日常的には異文化の中で当たり前のように自国のスタイルで生活をする中で、摩擦がいっぱい起きていると思うんですね。

山王団地にしても甲府の貢川団地にしても、5割を超える居住者、あるいは1割を超える中国の方とか、韓国の方も住んでいるわけですから、そこではやはり大変重要な問題で、全国的な問題になっているし、そこにかかわる県民の生活環境、安心・安全、あるいは来られた方々が少しでもそこに早く溶け込むように、スピードもこれから必要になってきますから、いずれは、私見ですけども、県民室といったところに多文化共生を持って行って、しっかりと市町村等との連携を。さっき連携とおっしゃいましたけれども、イベントとかの連携はもちろん目に見えますし、「あ、ブラジルの文化、すごくきれいだな」とか、「あの人たち頑張っているな」とは見るんですけども、教育の話をおっしゃられましたが、ほんとうに数少ない向こうの言葉がしゃべれる先生が市町村を飛び回ってその子供たちに教えているということも見聞きしているわけでありまして、その辺についてはどのようにお考えですか。

窪田国際交流課長

多文化共生社会の実現というのは非常に緊急の課題だと考えております。外国人の住民に対する理解、また外国人の県民に対する理解、相互理解が非常に重要なことであって、またそれに対するいろんな支援、またいろんな制度的な改革が必要だと思います。今年度、多文化共生の推進協議会を設けておりまして、そこにおきましてさまざまな課題等に対する解決策等を検討するという形を予定しております。また、外国人がある地域に集中的に住んでいるという形で、その地域については非常に理解があるんですけども、一步隣の市町村へ行くと理解がないという形で、県全体とすればやはり地域差がありますので、各市町村と協力を相互にし合って、県・市町村との連携を深めることが重要だと思います。また、個々の課題につきましては、国の制度的な部分も多々ありますので、地方でできる分につきましては着実に進めていくという形でございます。

また、協会がその役割を担うという形になりますと、やはり身近なところで県民に異文化の理解、また外国人に対する相談とか、外国人の安心・安全な生活ができる、改善ができる、医療とかのボランティアとか、そういう制度の支援と、人材育成に対して実施するという形で、県の多文化共生推進指針とともに協会も一緒に役割分担をしながら、ともに進めていくという形で

はないかと思えます。

樋口委員

この発言で終わりますけれども、そういう大きい役割を、今、1つの協会でやっていますから、ぜひ国際交流課あるいは観光部も責任を共有していただきたいと思えます。これは私の私見で、また要望ですけれども、いずれもボリュームは大きく、多文化共生というのは全国的にもほんとうに大事なことになっていきますし、私たちが今よりもほんとうに身近に外国の方を、今もかなり身近ですけど、一緒に住むということがますます盛んになってくると思えますから、そういったときに、先ほど言いましたように、県民室とか、県民生活課とか、そういうところでしっかりと役割を担えるような組織体系の方がいいんじゃないかと。今、産業としての観光をすごくやろうということで、全国的にも、山梨も一生懸命知事を先頭にやっていますが、そのことをやりながらでありますから、多文化共生をないがしろにされては困るなという思いも少しあるものですから、こういうことを言っているわけですけども、こちらのほうにもしっかりと、協会だけじゃなくて、目と手を届くようにやっていただくことを要望します。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県下水道公社について)

渡辺委員

山梨県の下水道公社について何点か伺います。

現在、富士北麓、峡東、釜無川、桂川の各浄化センターに運営分担している現状について、直接県が何かの形で運営するべきであり、現状の方法には反対であると考えているということを、調査表に記載してありますけれども、反対ということは改良とか、改善とか、そういうような意味と、とっていただければということで、まずとりあえず浄化センターの運営について質問いたします。よろしくお願いします。

小野下水道課長

流域下水道の管理運営についての質問でございますが、管理運営につきましては県から山梨県下水道公社へ業務委託し、富士北麓、峡東、釜無川、桂川の4つの浄化センターに、下水道公社の職員を配置して運営を行っております。また、各浄化センターには県から派遣の場長を配置いたしまして、流域下水道管理業務全体を統括して運営しております。県と下水道公社の間では、維持管理、水質管理、処理場設備の修繕、異常時・緊急時の対応などにつきまして、密接な協議を行っているところでありまして、県がイニシアチブを持ちまして、下水道公社による浄化センターの運営がなされております。また、流域下水道の維持管理には、水質、電気、機械などの専門知識と、経験を積んだ高度な技術や、流域下水道施設を熟知した者が必要なことから、山梨県下水道公社を設立いたしまして、専門技術者を確保してきたところでございます。本県の流域下水道処理施設を適切に管理するためには、現在のところ下水道公社を活用することが、一番現状に即した管理方法であると考えております。

なお、全国の状況でございますが、41都道府県で流域下水道の運営をしております。そのうち下水道公社を設立しているのは29県ございまして、これらの県におきましては下水道公社を活用した維持管理が行われているところでございます。

渡辺委員 県から場長さんを派遣して、浄化センターの管理の長としてやっているという答弁ですけれども、県から場長さん以外は何人派遣しているんですか。

小野下水道課長 県からの職員の派遣でございますけれども、4つの浄化センターの場長さん4人のみでございます。

渡辺委員 私は、富士北麓の下水道浄化センターへ行ったんですが、質問して人を褒めるのもおかしいですけれども、所長さんの小林さんという方は、非常に朝早く来て、場内を自分で一周してごみを拾ったり、いろいろチェックしているんだそうです。そうすると、そこで働いている方もそれを右へ倣えしまして、必ずみんなでそういうことを朝している。やはり、県の人がそのように気をきかせばそういうところも違ってくるのだということを、私はある人から聞いて感心したわけです。ぜひ県の人もそういうような、小さいことですけど、するべきではないかと感じました。これは質問じゃないんですけど、次に質問させていただきます。下水道公社を活用することが、一番現状に即した管理方法と言っていますが、運転管理業務や汚泥処理業務について、下水道公社から民間に委託されていますが、これはどのような理由からか教えていただきたい。

小野下水道課長 公社から民間に委託している業務につきましては、運転管理業務、汚泥処理業務並びに電気・機械設備の修繕等でございます。浄化センターの下水処理施設の運転につきましては、一たん稼働を始めますといつときの運転停止も許されず、24時間稼働となる業務でございます。この業務は異常時などの緊急業務もありますが、定型的な業務であり、弾力的な人員運用ができる民間事業者へ委託することによりまして、業務の効率化や経費の節減が図れるものでございます。次に汚泥処理業務につきましては、浄化センターから大量に発生する汚泥を、安全かつ適正に処理しなければならず、なおかつ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可業者でなければできないため、許可業者に委託しているものであります。電気・機械設備の修繕につきましては、消耗部品の交換等簡単なものは公社が直営でしているわけですが、これ以外の修繕につきましては、システムや構造が極めて専門的であるため、それぞれの専門業者に委託しなければならないものであります。以上の考え方から民間に委託しております。

渡辺委員 汚泥の処理の件で質問したいんですけれども、ただいま廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、許可業者にやるのは当然だと思いますけれども、どのように処理しているかお伺いしたいんですが。

小野下水道課長 流域下水道では、現在、汚泥を全量、有効利用しているところでございます。19年度実績で申しますと、肥料原料として1万500トン、セメント原料として1万900トンを委託処理しております。肥料原料といたしましては富士河口湖町の中央三共有機株式会社で処理をしております。また、セメント原料につきましては、埼玉県横瀬町の三菱マテリアル株式会社、熊谷市の太平洋セメント株式会社、秩父市の秩父太平洋セメント株式会社にそれぞれに委託して処理しております。

渡辺委員 汚泥の処理は今聞いたと思いますが、1万900トンがセメント原料で処

理をしている。1万500トンは富士ヶ嶺で肥料をつくるようなんですけど、地元が臭いとかなんとかで、かなりここにいらっしゃる方も行って、地元の人といろいろやった経過があったり、この汚泥の処理のためにこういう木が枯れるんだなんて、そんなようなことを地元の人が騒いだような経過がありまして、現在はそういうことがありませんので、一安心だなと思っています。

4カ所の浄化センターの中に広いところがあったら、1カ所に何か焼却するような、焼却施設は自前でつくると非常に高く、許可業者へ下請けに出したほうが安いということですけど、自分のところで4カ所のそういうものを、焼却処分とか何かで処理するような計画はあるんですか。

小野下水道課長

下水道汚泥の処理につきましては、今申し上げましたとおり、現在、全部を有効利用ということで考えているわけですが、今後、各浄化センターの汚泥につきましてはふえる一方でございます。ですから、現在、肥料として受け入れてもらっている1万500トンについては、現在これが目いっぱいということ。それから、セメント原料といたしまして受けていただいているものもそんなに余裕はございませんという返事をいただいております。今、渡辺委員のほうからお話がありましたように、将来的には、基本的にはリサイクルを考えているわけなんですけれども、焼却処分というものを考えていかないと、汚泥の処理ができないのではないかとということで、現在、下水道課のほうでもそれに対する検討を進めているところでございます。

渡辺委員

よろしく申し上げます。

次に、下水道施設の運営について、維持管理の経費節減に努めていることがあったら教えていただきたいんですけど。なぜこういう質問をするかというと、下水道公社に業務委託して、業者にお金を払っているんですけど、その金は市町村から、私が言うまでもなく、処理費というんですか、運営費というんですか、そういうような名目で、とったというとおかしいんですけど、徴収した金をそちらに充てているんです。経済がこういうような昨今におきまして、市町村も、経営というのか、財政が非常に厳しい現状が出てきているわけですけど、市町村に対して一円でも安くすることが、現状の、何か時代のニーズに沿っているのではないかと感じたものから質問したんですけども、この点も加味しながらひとつ答弁を。

小野下水道課長

流域下水道施設の維持管理コストの削減という質問でございしますが、平成14年度から下水道公社にコスト縮減検討会というものを設置いたしまして、公社の実施する個々の業務内容及び実施方法等を見直し、必要な改善等を行っているところでございます。具体例といたしましては、汚泥処理設備を変更いたしまして、監視要員の減員を図ったということで、365日稼働しておりますので、365日を掛けた分だけ削減になるということでございます。

それから、公社のほうから業務委託しているわけですが、集約できる業務についてはなるべく集約して発注をして、諸経費等において経費削減を図ろうということで進めております。また、過去の管理実績の蓄積から、機器の分解点検の周期を見直しまして、機器の長寿命化を図ったということもございします。機器につきましては一般的には機械メーカー、あるいは電機メーカーのほうで、このぐらいの周期で分解点検をしてくださいと

いうものがございませけれども、公社は公社なりに、今までの実績から、分解点検の周期を業者が言うよりも延ばして経費削減を図っていくようなことなど、さまざまなコスト削減に取り組んでいるところでございます。

それから、また平成19年度から運転管理業務におきまして、一般競争入札を導入いたしまして、発注業務における透明性、競争性を確保するとともに、一般競争入札による経費の削減に努めておるところでございます。今後とも民間の創意工夫等を活用した、さらなるコスト縮減に努めるとともに、透明性の確保と適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

渡辺委員

ありがとうございます。

平成19年度から運転管理業務委託について、一般競争入札ということは今、答弁なされたんですけど、どのようなことですか、説明願いたいんですけど。

小野下水道課長

それ以前におきましては、国の指導、また全国の情勢から5年とか3年ごとに指名競争入札をいたしまして、その間は随契ということで、ある程度の期限を確保していただかないと運営管理上、問題が発生するということでした。いたわけでございますけれども、19年度から、先ほども申しました透明性、競争性を高めるということで、一般競争入札という形に移行しております。

渡辺委員

先ほどの答弁の中で電気・機械設備の修繕について、消耗部品の交換等は公社が直営でということがありましたけれども、もう少し、例えば電気設備の専門の技術者がいると思いますけど、そういう人たちと話をし、消耗品だけではなくて、ある程度勉強してもらって修理もできるように。なぜそういうことを言いますかという、機械を売るのはあまりもうからないんですけど、後のメンテナンスで、機械屋さんには利益を得ているという現状がありますから、先ほどの答弁の中で機器の分解点検の周期を見直すという答弁が先ほどあったんですけど、それと同等に、電気にしても機器にしても専門屋さんを育てていただいて、ぜひ経費節減に努めていただきたい。

ちなみに僕らのところにはファナックという会社がありますけれども、ファナックがトヨタ自動車へ電気溶接、ベルトコンベヤーといった機械を、実は売っているんですけど、ファナックの黄色いメンテナンスの車がトヨタの工場へ行くことはないんだそうです。なぜかといいますと、向こうにはもうそれなりの技術屋さんを用意してありまして、その一番もうかる仕事は絶対にさせないんだそうです。部品だけ買って、あとは全部トヨタでしている。いかにトヨタという会社がもうかるかということですけど、やはりそういうことが経営の1つのノウハウ、もうかるノウハウでないかと思いましたが、そういう質問をさせていただきました。答弁は結構です。

次に移りたいんですけど、下水道浄化センターから、最後に河川へ放流する水というんでしょうか、僕ら素人ですけども、どのくらいの水質のものを一般河川へ放流するのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんです。現状、富士北麓でこうやって見ていましたら、石けんの泡がかなりあって、石けんの泡だけはこれは化学的にもう消せないということを書いていたんですけど、それはさておき、どのくらいの処理をして放流しているのか、ひとつ簡単に説明願いたいんですが。

小野下水道課長

処理場の放流水の水質という質問でございます。専門用語では排水基準と申しているわけでございますけれども、一般的には生物化学的酸素要求量（BOD）というもので判定をしております。各処理場ともに放流水のBODが日平均で、1リッター当たり15ミリグラム以下というものが基準でございます。この基準に対しまして各浄化センターの実績でございますけれども、こちらのほうがどうしても日平均ということではなくて、年平均ということになってしまいますが、富士北麓浄化センターにおきましては1リッター当たり1.4ミリグラムという状況でございます。峡東浄化センターにつきましては1リッター当たり1.8ミリグラム、釜無川浄化センターにつきましては1リッター当たり4ミリグラム、桂川清流センターにおきましては1リッター当たり1.5ミリグラムで放流がされております。年平均でございますから日平均と単純には比較できないわけでございますけれども、オーダー的には、オーダーが違うような、大変良好な状態で河川のほうへ放流されているという状況でございます。

渡辺委員

課長さん、ただいまの説明が全然わからないものですから、また現場へ行って見てきまして、これが課長さんの言う数字かなと。数字のことも全然わからないものですから。ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、平成14年度から下水道公社にコスト縮減検討委員会というんでしょうか、立ち上げていろいろな面で業務の内容を、見直しているということがありましたんですけど、ぜひこのコスト縮減検討委員会をうまく活用していただいて、経費削減ができるように要望し、最後に、これも要望ですけど、浄化センター建設の際に、あれ迷惑施設ですから、地元の皆さんのいろいろな要望でしょうか、いろいろ聞いて、富士北麓なんかもいろいろな要望が県と取り交わされているようです。そういうものを、もう二十数年たったわけですけど、もう一回見直してもらって、地元ができるような、例えば、今、浄化センターでは、木ですか、芝生ですか、そういうものをシルバー人材センターのほうへ頼んでいるようなことを聞いていますけど、その地元との協定書では、地元の皆さんを使うということが書いてあるわけです。もう一回ぜひ見直してもらって、まだ実行してないとか、いろいろそういう改良点があるようなところも、また、こういうことをすべきだということがあったら、ぜひ地元の皆さんに還元していただく意味で、協力してもらった御礼というような意味で、もう一回見直していただきたいと、この2つを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

木村委員

今、渡辺委員が質問をするのを聞きしていて、2点ほどお聞きしたいんですが。

まず1点は、渡辺委員は答弁が要らないとおっしゃったんですが、私が聞きたいんですけども、ファナックさんの例をお出しになって、後の維持管理の点で大変トヨタさんが経費の節減をしていらっしゃるというお話がありました。職員ができるようにしたらどうかという提案だったと思うんですが、それはコスト縮減検討委員会の中なんか、そういうことを入れ込むことができるんでしょうか、可能なんですか。

小野下水道課長

下水道公社のほうの職員というのは、先ほども申しましたとおり、水質、電気、あるいは機械の専門職でございます。当然のことといたしまして、下

水道公社ができてからもう二十数年たっているわけございまして、最初からいる人間はもう二十数年いるということで、電気・機械等につきまして、当初は当然業者委託していたものにつきましても、自分たちでできるものについては、当然やるような状況になっております。ただ、完全に機械をばらして、今の状況を点検する、人間でいえば健康診断みたいなものについては、やはり業者に任せないとそこら辺の判断ができないというものについてのみ委託しているという状況で、なるべく直営でできるものは直営でしてコスト縮減に努めたいと思っています。

木村委員

わかりました。それから、汚泥の処理で一部焼却を考えているというお話があったんですけども、環境問題といいますか、いかにそれを再利用するかということのほうは、私は大切だといつも思っているんですが、もう一度、何で焼却を考えているのか、そのことが環境に対してどうなのかという点をお聞きしたいと思います。

小野下水道課長

先ほど汚泥の項目でも触れさせていただきましたけれども、平成19年度実績で約2万トンの汚泥が発生しております。そして流域下水道の各関連市町村で今の計画をすべて実施いたしますと、約4万トン出てきて、今の約倍出てくるという計画でございます。そういう中で、今、肥料としての再利用、あるいはセメントとして再利用ということで、100%やっておるわけでございますけれども、そちらのほうの受け入れ量がほぼいっぱいな状態だということで、県といたしましても、当然、リサイクルを基本に考えるわけでございますが、どうしても処理のできないものについてはやはり焼却処分という形で、減量化を図っていかなければならないと考えているということでございます。

木村委員

はい、わかりました。でも、ほかにさらに環境に配慮した方法が出てくる可能性はあると思いますので、ぜひその点を探っていただいて、焼却をしないで有効利用する方法をさらに検討していただきたいと思います。

それから、石けんの泡は消えないというようなお話がございました。私もも食と緑という中で石けんについてすごく関心が高いわけですし、自分たちのグループで手づくりの石けんをつくったり、北杜市のほうでしたか、旧町村単位で粉石けんをつくったりとか、環境のグループが頑張っていますけれども、この石けんというものは、下水の泡が消えないとか、そういうことをもっと国の方にも言って、日本の周りは全部海なわけですから、魚がとれなくなるとか、海が汚れるとか、いろんなことがあるわけですから、もっと声を上げていただいて、これは大きな問題になりますけれども、石けんの質というものを、これから、下水道公社の中でもさらに研究していただいたり、要望していただいたり、努力していただかないと、ただ泡が消えない、これはもう仕方がないだけでは、環境問題に携わっている者とするれば、ともに声を上げていただきたいと思いますと考えていますけれども、石けんについてどのような考えをお持ちでしょうか。

小野下水道課長

石けんの泡につきましては、化学成分の石けんは、どうしても処理し切れない部分がございます。その処理方法につきましても順次改善がされてきています。金をかければある程度のもものは、100%とはいきませんけれども、処理ができるような状況になっております。それから、委員が言われたよう

に、当然のこととして処理ができるような石けんに変えていくようなことを、下水道とはまた違う部門であろうかと思えますけれども、下水道の方からそういう声を国のほうへも伝えて、そういう石けんを国民の皆さん、あるいは県民の皆さんに使っていただけることが一番大切ではないかと認識しておりますので、今後、努力をしたいと思えます。

木村委員

一度、私が甲府の下水道施設へ行ったときに、子供たちのかいたポスターとか、いろんなものがある中に展示をしてあって、子供たちが下水道に対する高い意識を持っているなということで感心したんですが、ただ、だれも行かないようなところに飾ってあって残念だなと思ったんです。きっと全国的に、何とか週間とかがあって、優秀な作品をそこへ飾ったと思うんですが、もっともっと下水道というものを発達させて、水をきれいにしていかなければならないということの宣伝を、これからさらに大きくして行っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

小野下水道課長

今、県で、一番大きなものとしたしましては、各浄化センターで、小学生の高学年の方でございますけれども、年間5,000人ぐらいを受け入れまして、施設見学をしていただき、下水道の仕組み等を理解をしていただく普及啓発活動を行っております。それが一番大きなものでございまして、それで下水道を理解してもらおう。水というものはきれいになるんだけれども、汚さないほうがいいんだよという啓発をしております。

それから、全県下の小学生に対しまして、下水道のポスターコンクールを行いまして、多分、先生が見られたのもそのポスターコンクールの優秀作品が、甲府市の処理場のほうに張ってあったものだと思います。その優秀作品につきましては、いろいろな催し物があるときに持って行って、張っていただくということをしております。また、この9月には下水道まつりというものを、桂川清流センターの方で開催いたしまして、地域の方々を中心に下水道を理解していただく行事を行う予定でございまして。

木村委員

わかりました。21世紀は水の時代と言われておりますし、日本は水があるほうだからですけど、この間、四国で干ばつによって干上がったなんて、四国はそうなんだと思ったんですが、私たちの山梨においてはほんとうに水に恵まれていると思えます。ですから、まず水というものにもっともっと関心を持つ、それから、文化生活というものに対する私たちがそれをただ甘んじているだけではなくて、そのことを大切に考えるという意味で、下水道公社には、これからいろんな面で大いに発信をしていただいて、県民に対して刺激を与えていただいて、下水道が早く完備して、甲府はかなりの割合なんですけれども、さらに快適な文化生活をしながら、水を大切にしたいと思っておりますので、これからの公社の発展といいいますか、取り組みを期待して質問を終わります。

他委員の質疑・意見 な し

その他 ・委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

県出資法人調査特別委員長 浅川 力三